

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該日には、
休日がと日
の翌日)

条例

平成七年の兵庫県南部地震により被災した者に対する県立高等学校入学選抜手数料等の免除に関する条例をここに公布する。

平成七年二月九日

目次

鳥取県知事 西尾邑 次

鳥取県条例第一号

平成七年の兵庫県南部地震により被災した者に対する県立高等学校入学選抜手数料等の免除に関する条例

◇条

平成七年の兵庫県南部地震により被災した者に対する県立高等学校入学選抜手数料等の免除に関する条例（総務課）

◇例

平成七年の兵庫県南部地震により被災した者に対する県立高等学校入学選抜手数料等の免除に関する条例（総務課）

◇条 例
平成七年の兵庫県南部地震により被災した者に対する県立高等学校入学選抜手数料等の免除に関する条例（総務課）

（一）平成七年の兵庫県南部地震により被災した者に対する県立高等学校入学選抜手数料等の免除に関する条例

（二）平成七年の兵庫県南部地震により被災した者で学資の支弁が著しく困難であると認められるものが、県立高等学校、県立看護婦等養成施設、県立歯科衛生専門学校若しくは県立保育専門学院を受験する場合における入学選抜手数料又は県立高等学校授業料等徴収条例（昭和六十三年三月鳥取県条例第四号）第二条、鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号）第十条第一項、鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十五号）第五条第一項若しくは鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第六号）第四条第一項に規定する入学選抜手数料又は県立高等学校に転入学し、若しくは県立幼稚園に転入園する場合における入学校若しくは入園料については、平成七年三月三十一日までに実施される入学試験並びに同日までの県立高等学校への転入学及び県立幼稚園への転入園に限り、免除することとした。

（三）この条例は、公布の日から施行し、平成七年一月十七日から適用することとした。

（四）この条例は、平成七年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成七年一月十七日から適用する。
- 2 この条例は、平成七年三月三十一日限り、その効力を失う。

附則